

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則  
の一部を改正する規則の制定について

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第27条」に、「第34条」を「第28条」に、「第35条～第38条」を「第29条～第32条」に、「第39条・第40条」を「第33条・第34条」に改める。

第19条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命ずる。

第20条を次のように改める。

（課長補佐、担当係長及び主任）

第20条 学校に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。

2 課長補佐、担当係長及び主任は、学校栄養職又は学校事務職のうちから教育委員会が命ずる。

3 課長補佐及び担当係長は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項又は担当事務を掌理する。

4 主任は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項又は担当事務をつかさどる。

第21条から第27条までを削り、第28条を第21条とし、第29条を第22条とし、第29条の2を第23条とし、第30条を第24条とし、第31条を第25条とする。

第32条第1号中「校長の休暇が3日を超える場合は」を「校長の休暇の承認又は届出の受理については」に改め、同条を第26条とし、第33条から第40条までを6条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 制 定 理 由

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたこと及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第3号</p>	<p>○川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第3号</p>
<p>川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則</p>	<p>川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第4条の4）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第4条の4）</p>
<p>第2章 学年、学期及び休業日等（第5条～第8条）</p>	<p>第2章 学年、学期及び休業日等（第5条～第8条）</p>
<p>第3章 教育活動（第9条・第10条）</p>	<p>第3章 教育活動（第9条・第10条）</p>
<p>第4章 教材の取扱い（第11条～第13条）</p>	<p>第4章 教材の取扱い（第11条～第13条）</p>
<p>第5章 卒業及び修了の認定並びに原級留置（第14条～第16条）</p>	<p>第5章 卒業及び修了の認定並びに原級留置（第14条～第16条）</p>
<p>第6章 組織編制等（第16条の2～<u>第27条</u>）</p>	<p>第6章 組織編制等（第16条の2～<u>第33条</u>）</p>
<p>第7章 募集及び選抜（<u>第28条</u>）</p>	<p>第7章 募集及び選抜（<u>第34条</u>）</p>
<p>第8章 施設及び設備の管理（<u>第29条～第32条</u>）</p>	<p>第8章 施設及び設備の管理（<u>第35条～第38条</u>）</p>
<p>第9章 雑則（<u>第33条・第34条</u>）</p>	<p>第9章 雑則（<u>第39条・第40条</u>）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章～第5章（略）</p>	<p>第1章～第5章（略）</p>
<p>第6章 組織編制等</p>	<p>第6章 組織編制等</p>
<p>（第16条の2～第19条 略）</p>	<p>（第16条の2～第19条 略）</p>
<p>（総括教諭）</p>	<p>（総括教諭）</p>
<p>第19条の2 学校に総括教諭を置くものとし、総括教諭は主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情があるときは、総括教諭を置かないことができる。</p>	<p>第19条の2 学校に総括教諭を置くものとし、総括教諭は主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情があるときは、総括教諭を置かないことができる。</p>
<p><u>2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命ずる。</u></p>	
<p><u>3 総括教諭は、児童等の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の監督を受け、第17条第3項の組織を総括する。 （課長補佐、担当係長及び主任）</u></p>	<p><u>2 総括教諭は、児童等の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の監督を受け、第17条第3項の組織を総括する。 （学校栄養主査）</u></p>

改正後	改正前
第20条 学校に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。	第20条 学校に学校栄養主査を置くことができる。
2 課長補佐、担当係長及び主任は、学校栄養職又は学校事務職のうちから教育委員会が命ずる。	2 学校栄養主査は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。
3 課長補佐及び担当係長は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項又は担当事務を掌理する。	(学校栄養主任技師) 第21条 学校に学校栄養主任技師を置くことができる。
4 主任は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項又は担当事務をつかさどる。	2 学校栄養主任技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。 (事務主幹) 第22条 学校に事務主幹を置くことができる。
	2 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特に重要な特定の学校事務を掌理する。 (総括事務主査) 第23条 学校に総括事務主査を置くことができる。
	2 総括事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び重要な特定の学校事務を掌理する。 (事務主査) 第24条 学校に事務主査を置くことができる。
	2 事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特定の学校事務を掌理する。 (主任事務主事) 第25条 学校に主任事務主事を置くことができる。
	2 主任事務主事は、校長の監督を受け、学校事務を処理する。 (その他の職) 第26条 学校に、第20条から前条までに規定する職のほか、別表の左欄に掲

改正後	改正前
<p>(学校用務員)</p> <p><b>第21条</b> 学校に、用務に従事する職員（以下「学校用務員」という。）を置く。</p> <p>2 学校用務員は、校長の監督を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。</p> <p>(学校給食調理員)</p> <p><b>第22条</b> 学校に、給食調理業務に従事する職員（以下「学校給食調理員」という。）を置くことができる。</p> <p>2 学校給食調理員は、校長の監督を受け、学校給食の調理、配食等に従事する。</p> <p>(職長)</p> <p><b>第23条</b> 学校に、職長を置くことができる。</p> <p>2 職長は、学校用務員又は学校給食調理員のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 職長は、校長の監督を受け、担当業務を処理する。</p> <p>(職員会議)</p> <p><b>第24条</b> 学校に、校務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。</p> <p>2 校長は、職員会議を招集し、運営する。</p> <p>3 職員会議においては、学校の運営方針、教育活動その他校務に関する事項について、伝達を行い、所属職員から意見を聴き、所属職員相互の意見交換等を行う。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。</p>	<p><u>げる職を置くことができ、その職務は、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(職の任命)</u></p> <p><u>第27条 第19条の2の規定により設けられた職は教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命じ、及び第20条から前条までの規定により設けられた職は学校栄養職員又は事務職員のうちから教育委員会が命ずる。</u></p> <p>(学校用務員)</p> <p><b>第28条</b> 学校に、用務に従事する職員（以下「学校用務員」という。）を置く。</p> <p>2 学校用務員は、校長の監督を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。</p> <p>(学校給食調理員)</p> <p><b>第29条</b> 学校に、給食調理業務に従事する職員（以下「学校給食調理員」という。）を置くことができる。</p> <p>2 学校給食調理員は、校長の監督を受け、学校給食の調理、配食等に従事する。</p> <p>(職長)</p> <p><b>第29条の2</b> 学校に、職長を置くことができる。</p> <p>2 職長は、学校用務員又は学校給食調理員のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 職長は、校長の監督を受け、担当業務を処理する。</p> <p>(職員会議)</p> <p><b>第30条</b> 学校に、校務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。</p> <p>2 校長は、職員会議を招集し、運営する。</p> <p>3 職員会議においては、学校の運営方針、教育活動その他校務に関する事項について、伝達を行い、所属職員から意見を聴き、所属職員相互の意見交換等を行う。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。</p>

改正後	改正前
<p>(学校教育推進会議)</p> <p><b>第25条</b> 学校に、教育目標、教育活動等に関し、校長の求めに応じて意見を述べるため、学校教育推進会議を置く。</p> <p>(休暇)</p>	<p>(学校教育推進会議)</p> <p><b>第31条</b> 学校に、教育目標、教育活動等に関し、校長の求めに応じて意見を述べるため、学校教育推進会議を置く。</p> <p>(休暇)</p>
<p><b>第26条</b> 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) <b>校長の休暇の承認又は届出の受理については</b>、教育長が行う。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれがある場合は、教育委員会の意見をきいて校長が行う。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行う。</p> <p>(出張)</p>	<p><b>第32条</b> 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) <b>校長の休暇が3日を超える場合は</b>、教育長が行う。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれがある場合は、教育委員会の意見をきいて校長が行う。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行う。</p> <p>(出張)</p>
<p><b>第27条</b> 職員の出張は、校長が命ずる。</p> <p>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。</p> <p>第7章 募集及び選抜</p> <p>(募集及び選抜)</p>	<p><b>第33条</b> 職員の出張は、校長が命ずる。</p> <p>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。</p> <p>第7章 募集及び選抜</p> <p>(募集及び選抜)</p>
<p><b>第28条</b> 学校の幼稚部又は高等部に入学する幼児又は生徒の募集及び選抜に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8章 施設及び設備の管理</p> <p>(施設等の管理)</p>	<p><b>第34条</b> 学校の幼稚部又は高等部に入学する幼児又は生徒の募集及び選抜に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8章 施設及び設備の管理</p> <p>(施設等の管理)</p>
<p><b>第29条</b> 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、所属職員に分担を命じ、その保全に努めるものとする。</p> <p>(施設等の利用)</p>	<p><b>第35条</b> 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、所属職員に分担を命じ、その保全に努めるものとする。</p> <p>(施設等の利用)</p>
<p><b>第30条</b> 校長は、学校の施設又は設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、川崎市立学校施設使用規則（昭和27年川崎市教育委員会規則第3号）に定めるところによる。</p> <p>(警備等の計画分担)</p>	<p><b>第36条</b> 校長は、学校の施設又は設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、川崎市立学校施設使用規則（昭和27年川崎市教育委員会規則第3号）に定めるところによる。</p> <p>(警備等の計画分担)</p>
<p><b>第31条</b> 校長は、児童等の安全を図るため、学年度の初めに学校の警備及び</p>	<p><b>第37条</b> 校長は、児童等の安全を図るため、学年度の初めに学校の警備及び</p>

改正後	改正前						
<p>防火の計画を作成してその分担を定め、教育委員会に報告するものとする。  (宿日直)</p> <p><b>第32条</b> 校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。</p> <p>第9章 雑則  (事故の報告)</p> <p><b>第33条</b> 校長は、職員又は児童等に関し、重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその旨を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。</p> <p>(実施規定)</p> <p><b>第34条</b> この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>防火の計画を作成してその分担を定め、教育委員会に報告するものとする。  (宿日直)</p> <p><b>第38条</b> 校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。</p> <p>第9章 雑則  (事故の報告)</p> <p><b>第39条</b> 校長は、職員又は児童等に関し、重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその旨を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。</p> <p>(実施規定)</p> <p><b>第40条</b> この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>別表（第26条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1169 756 2065 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 756 1341 804">職</th> <th data-bbox="1341 756 2065 804">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 804 1341 895">学校栄養技師</td> <td data-bbox="1341 804 2065 895">校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 895 1341 943">事務主事</td> <td data-bbox="1341 895 2065 943">校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	学校栄養技師	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。	事務主事	校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。
職	職務						
学校栄養技師	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。						
事務主事	校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。						